

ここでは、ティトマス教授の社会思想が包むところなく表明されている。その社会主義的信念は、英國人らしい理想主義的現実主義の線に沿って、具体的な社会改造のプランとなって示される。すなわち彼は、民主主義的道義の確立に向って、若者たちに対する民主主義的教育の徹底、福祉国家の神話化を防止する社会政策の真髓の發揮、巨大化する保険・年金基金の投資方法のコントロールなどによる社会資本の再建等の諸方策を積み重ねることを要求するのである。日本人の社会思想には、人間観の確立による不動の社会倫理が社会科学に携わる人々の思惟前提として躍動せず、自由・平等・正義のごとき

理念が無内容な形而上学的遊戯として退けられる傾向があり、それが民主主義を市民の血肉たらしめ得ない根本的な病源となっている。しかし英國的思考方法では、それは社会革新の譲ることのできない出発点となっているのである。本書は全巻を貫いて、その一つの優れたサンプルを提供している。

本書の訳出を企画された社会保障研究所の努力を感謝し、世界の良書が続々わが国に紹介されることを期待したい。

(嶋田啓一郎 同志社大学教授)

小 谷 義 次 著

『福 祉 国 家 論』

経済学全集 22 筑摩書房

福祉国家の特徴をいかなる指標でとらえるかについて議論があるが、(1)完全雇用が実現されていること、(2)社会保障制度が確立しそれがかなりの水準に達していること、(3)所得分配の平等化が進んでいること、(4)経済の計画化がある程度進み混合経済体制になっていること、(5)政治的には民主主義が完全に確立していること、等が挙げられている。

本書はこれ等の諸指標の中から「所得分配の平等化」を福祉国家のもっとも基本的なものとして取り上げ、対象国について戦前・戦後を通じ所得分配（財政を通ずる再分配を含めて）が平等化しているか否かについて、主要な文献の詳細な検討を通じて検証を行っている。

福祉国家の対象国としては多くの場合イギリスおよびスウェーデンその他の北欧諸国があげられるのが通例であるが、本書はイギリスとアメリカを対象国に取り上げている点に特色がある。ガルブレイス等の主張があるにしろ資本主義国家としては最高度に発展しているながら、社会保障制度も十分に確立しておらず、完全雇用も実現されていないアメリカを福祉国家の代表国として取り上げることについては異論をはさむ者も少なくないであろう。

本書の構成は、序説 福祉国家の理念、第1章 アメリカ合衆国と福祉国家、第2章 イギリスと福祉国家、

第3章 現代資本主義と福祉国家（若干の結論）、より構成されている。

序論においては代表的な福祉国家論者(1)ガルブレイス (J. K. Galbraith, 『ゆたかな社会』の著者)、(2)クロスランド (C. A. R. Crosland, 『社会主義の将来』の著者)、(3)ストレイチー (J. Strachey, 『現代の資本主義』の著者)、(4)ミュルダール (K. G. Myrdal, 『福祉国家を越えて』の著者)、等の福祉国家觀を批判し、これ等の論者の福祉国家觀の共通的な性格は(1)完全雇用、(2)再分配的改革、(3)貧困と不平等度の減退、(4)国家干渉の齊合化、(5)富と権力の減退、(6)混合経済化、にあるとして、これ等の諸要素の中で中核的なものは再分配政策を含めた分配の平等化にありとみた。そこで第1章ではアメリカについて、第2章ではイギリスについて、これ等の紹介と批判を展開している。

第1章の「アメリカと福祉国家」においては第1として所得の分配と再分配の動向、第2は貧困問題、第3は資本と労働の分配の問題を取り上げている。

第1の所得分配問題については「所得革命」を主張したサイモン・グズネット氏の『所得と貯蓄における高所得層の分け前』における「最高 1% および 5% の戦時中および戦後における相対的地位の低下とその要因」を題上にのせ、これに対する有力な反論であるヴィクタ

一・パーソ氏の『所得革命』とライト・ミルズ氏および『アメリカにおける富と権力』の著者であるガブリエル・コルコ氏の批判的見解を紹介している。

本書によるとヴィクター・パーソ氏の見解は(イ)グズネット氏は最高層のみを問題にして最低層を全然考慮していない、(ロ)高額所得層の過少申告、(ハ)未分配利潤(法人留保)が戦時中から戦後にかけて増大していることを無視している、(ニ)キャピタル・ゲインを軽視している、(ホ)脱税およびそのための資産の分割等を挙げており、自らその推計を行ってクズネット氏の所論が誤りであるとの主張を紹介している。

また、G. コルコ氏は 10 分位階層区分の所得分布表を自ら作成し(イ)1950 年代の最高 10% の分け前は、最低五つの 10 分位階層を合せたものよりも大きい、(ロ)最高 10% の分け前は 1910 年以降減少しているが、実物所得の過少申告を考慮すると必ずしもそうはならない、(ハ)最低の 2 階層の分け前は却って低下しているとし、必ずしも分配の平等化は進んでいないと反論している。

さらに H. P. ミラーは『金持ちと貧乏人』の著書においてセンサス・データに基いて最低 5 分位層の所得の分け前は 1944 年以降停滞気味であり、白人と黒人の所得格差は却って拡大している、とする反論を掲げ、所得分配の平等化は進んでいないことを主張している。

一方、財政を通じる所得再分配についてはコンラッド(A. H. Conrad)『1950 年度アメリカにおける政府財政による所得再分配』とマスグレーヴ(R. A. Musgrave)の『租税負担の配分の推計』をとり上げている。

マスグレーヴの所得概念は商務省の世帯個人所得に社会保障拠出金、法人の留保所得と法人税、さらに実現されたキャピタル・ゲインを加えたものであるが、尖効税率のパターンは低所得層で逆進、中所得層で比例的、高所得層で累進的で全体として U 字型をなしていることを指摘し租税負担の不平等性を主張している。

アルフレッド、H. コンラッド(A. H. Conrad)の所得再分配については、財政支出による便益をいかに各階層に配分するかが問題であるとし、政府支出による便益を(1)貨幣移転的便益、(2)部分的便益、(3)全体的便益に区分しているが、この中、行政、軍事サービス、国際安全保障ならびに外交等の不可分便益は 1950 年度連邦予算の 45% を占めている。これ等の不可分便益を配分から除外することは便益の配布が部分的となるので不合理ではあるが、これが配布基準がもっとも問題であるとしている。累進的効果のもっとも大きい人頭割では、半ば近くを国防、司法、一般行政等の体制維持的費用に基くもの

を含んでいるのに、体制維持からもっとも利益を受けることの多い年収 3,000 ドル未満層が便益総額の 2 分の 1 以上を受けることになる。また、所得比例でも租税負担基準でも 1,000 ドル未満の極貧層が年収 4,000 ドル～5,000 ドルの中間層と同じ程度の便益を受けることになり不合理であるとし、これ等は何れも国家の中立性、階級的無色を前提的思考の上に立っていると指摘している。

さらに本書は「現代アメリカ社会と福祉国家」とし、アメリカの貧困問題をとり上げている。

本書によるとガルブレイスは『ゆたかな社会』において貧困は特殊事例にすぎないとしているが、事実は一般的な現象であり、ジョンソン大統領は国民の 5 分の 1、年収 3,000 ドル未満を貧困層としているが、カイザーリングによるとこの上に 5 分の 1 の「経済的不自由層」があり、これ等が「ゆたかな社会の生産力の恩恵に浴さない層」であるとしている。さらに、貧困世帯に関する全米政策委員会の報告に現れたオーナティ(Oscar Ornat)教授の見解によると、1960 年で 4 人家族の現金所得によって貧困の三つの水準を規定している。第 1 は年収 2,500 ドル未満の最低生計水準、第 2 が年所得 3,500 ドル未満の最低充足水準、第 3 が年所得 5,500 ドル未満の最低快適水準であり、最低生計水準以下が 2,000 万家族、最低充足水準以下が約 4,600 万家族、最低快適水準以下が 7,000 万家族に達すると推定している。

このような膨大な貧困層は(イ)ア巴拉チヤ地方、(ロ)南部の低所得地帯、(ハ)農業部門にもっとも多く集中している。その集団は(1)失業と低賃金が基本的原因であり、この外(2)未組織ホワイトカラー層の相対的地位の低下、(3)老齢人口や母子世帯の増大が上げられるが、これ等の貧困は黒人層に集中的に現れており、ここにアメリカにおける黒人と白人の大きな社会問題の存在が指摘されている。このようにアメリカに広範な貧困層が存在している最大の要因は(A)完全雇用が実現されていないこと。(B)社会保障制度が十分に確立していないことにあるとみられる。つまり、福祉国家の基礎的条件を充たしていないことがあるようである。

本書はさらに、「3. アメリカにおける資本と労働」と題し、アメリカの剩余価値率に関する文献としてヴァルガ・コーリー、工業調査、さらにこれに若干の修正を加えた小原教授試算のものを掲げている。

本書は第 2 章として「イギリスと福祉国家」と題し、第 1 にイギリスにおける所得の分配と再分配の動向を論じている。文献としては F. ウィーヴァー(Findley Weaver)と D. シーアス(Dudley Seers)の論稿を中心に、

ペイシュ (F. W. Paish), リドール (H. F. Lydall). さらに R. M. ティトマス (Richard M. Titmus), ニコルソン (J. L. Nicholson) 等の論稿を上げている。

シーアスによると、戦前から 1949 年までの所得平準化傾向は 1955 年以降逆転している。1938 年から 46 年にかけて財産所得から勤労所得と社会所得への移転が行われ、これは 1950 年までつづいたが、1954 年には停止されている。さらに実質所得では 1950 年以降食糧価格の上昇で賃金所得の相対的地位はマイナスとなっている。

さらにシーアスは男子労働と女子労働、熟練労働と不熟練労働、成年労働と若年労働の賃金格差の縮小を上げているが、その原因については相対的完全雇用の結果であり、戦後における実質賃金上昇要因も完全雇用の条件から生じているものであって、所得再分配の効果ではないとしている。

さらにウィーヴァーの分析によると、戦後の所得再分配の特徴は(1)上層階級から取り上げて大衆に与える「垂直的分配」ではなくて、全体として享受する福祉給付を租税負担によって支払い、再分配は同一階層内部で生じている「水平的分配」であるとしている。ウィーヴァーは租税、便益の配分後の所得を(1)労働階級、(2)中間階級、(3)官僚階級に区分し、次のような結論を出している。(イ)第 2 次大戦後の富裕階級と労働階級の地位が中間階級の犠牲の上で上昇している、(ロ)生産所得の配分の増大率では富裕階級が最大である、(ハ)戦前に比し、戦後の労働階級の所得の増大率が中間階級より大きいのは完全雇用の影響である、としている。

ウィーヴァーの再分配の推計には不可分便益が除かれているが、この点に関するピーコックの指摘に対し著者はかなり批判的で、配分基準を中庸的な所得基準をとっても、低所得層では便益総額の 3 分の 2 を占めるし、国防、警察、外交、行政等の体制維持的な費用が果して勤労階級の利益になるかどうか明らかにする必要があるとしている。

ティトマスはペイシュやリドールの所得分配の平等化の主張に対し、彼は次の様に主張している、「内国主税局データを基礎にして 1938 年から 57 年までの所得分

配平等化の傾向を将来へ持ち込むことはかなり危険である。それは、これまでの平等化の中には妻と母の雇用の増大、失業者の減少、60 歳以下年齢層の死亡率の低下等の社会的人口統計的変化が大きく影響しているが、これ等の要素が今後もつづくことを予想することは困難だからである。」としている。

本書はさらに「イギリス社会と福祉国家」として、国有化の問題をとり上げて、福祉国家の条件としての経済の民主化、混合経済化、の一形態として若干企業の国有化あるいは経済統制が果して経済民主化の条件を充たしているかについて批判し、国有産業が恒常的赤字であるのは生産物やサービスを安い価格で産業資本家に提供していることと、グループマンが指摘しているように、(1)資本家階級への補償と高利支払、(2)設備老朽の非能率産業を国有化している、(3)産業の管理が資本家産業の経営者の中から引き抜かれた者と馴らされた労働組合役員の手にあるからだ、としており、現代福祉国家の重要な指標としてあげられる国有化はイギリス資本家階級が搾取と収奪のための機構を維持するための巧妙な手段であるとしている。

そして著者は第 3 章「現代資本主義と福祉国家」とし、これまでの論述を要約し、さいごに「福祉国家は、現代資本主義、とりわけ、国家独占資本主義の粉飾形態、えせ民主主義形態である」と結んでいる。

本書においてもっとも興味のあるのはアメリカおよびイギリスにおける「所得分配と再分配」に関する文献の詳細な検討である。これまでも所得分配に関する外国文献の紹介は行われているが、このような詳細な検討が行われたのは本書が初めてであろう。この意味において本書は分配問題、貧困問題に興味を持たれる方にとっては必読の書と言えるだろう。

ただ欲を言えば一国内の時系列的な変化だけでなく、福祉国家とみられている国とそうでない国との国際間の横断面的比較と、所得分布や再分配に関するデータの吟味が欲しいところである。とくに再分配の計算については恣意的につくられるものが多いので、この感が深い。

(石崎唯雄 国民生活研究所調査研究部長)